(仮称) 小樽市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に

関する基準を定める条例(原案の概要)

国が全国一律で定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等について地方公共団体が独自で定めることとなったため、「(仮称)小樽市移動等円滑化のために必要な※特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を制定し、小樽市の基準を定めます。

- ※ 特定公園施設とは、移動等の円滑化が特に必要な都市公園の次に掲げる公園施設。
 - ①園路及び広場、②屋根付広場、③休憩所、④野外劇場、⑤野外音楽堂、⑥駐車場、 ⑦便所、⑧水飲場、⑨手洗場、⑩管理事務所、⑪掲示板、⑫標識

1 条例制定の必要性、目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、これまで同法などで国が全国一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を地方公共団体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることとされました。

こうしたことから、本市においても、条例制定における対応について検討を進めて おります。

2 条例制定の主な内容と小樽市の考え方

特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条)

小樽市の都市公園において、バリアフリー化を行う場合の特定公園施設の設置に関する基準(新設、増設又は改築において適用)は、「国の基準」及び「北海道福祉のまちづくり条例」の整備基準を参酌した結果、より充実した内容である「北海道福祉のまちづくり条例」に準拠することを基本とし、同条例にないものについては「国の基準」によることとし、以下のように市の基準を設定することと考えております。

・特定公園施設の設置に関する基準の例

特定公園施設		国の基準	小樽市の基準(案)
① 園路	出入口	・幅120cm 以上・段差なし等	・幅180cm 以上・段差なし等
及び	通路	・幅180cm 以上・縦断勾配5%以下等	国の基準と同様
広場	傾斜路	・幅120cm 以上・縦断勾配8%以下等	・幅150cm 以上・縦断勾配8%以下等
② 屋	8.付庆坦	・出入口の幅120cm 以上(やむを得ない場	・出入口の幅180cm 以上(やむを得ない場
② 屋根付広場		合80cm 以上とすることができる。)	合90cm 以上とすることができる。)
		・出入口の幅120cm 以上(やむを得ない場	・出入口の幅120cm 以上(やむを得ない場
③ 休	憩所	合80cm 以上とすることができる。)	合90cm 以上とすることができ。)
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	とび	・戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容	・戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容
⑩管理事務所		易に開閉して通過できる構造のものであるこ	易に開閉して通過できる構造とし、かつ、そ
		と。	の前後に高低差がない構造とすること。
④ 野	外劇場	・出入口の幅120cm 以上(やむを得ない場	・出入口の幅120cm 以上(やむを得ない場
7	えび	合80cm 以上とすることができる。)	合90cm 以上とすることができる。)
⑤野外音楽堂		・車いす使用者用席の幅は90cm 以上であ	・車いす使用者用席の幅は90cm 以上であ
		り、奥行きは120cm 以上であること。	り、奥行きは140cm 以上であること。
⑥駐 車 場		・車いす専用駐車施設(幅350cm 等)	国の基準と同様
⑦便	所	・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を	・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を
		有すること等(出入口の幅80cm 以上)	有すること等(出入口の幅90cm 以上)
		・不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし	国の基準と同様
⑧水飲場		て高齢者、障害者等が利用する水飲場を設け	
及び		る場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害	
⑨手洗場		者等の円滑な利用に適した構造のものでなけ	
		ればならない。	
⑪掲示板		・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構	国の基準と同様
及び		造のものであること。	
12	標識	・掲示板に掲示された内容が容易に識別でき	
		るものであること。	

3 施行期日

平成25年4月1日(予定)